別表第二号第32中「地上基幹放送局」の次に「（デジタル放送の標準方式第２章に定める放送を行うものに限る。）」を加え、同表第55中「マルチメディア放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同第55の１中「第４章第１節に規定する」を「第４章第１節又は第２節に定める」に改め、「ただし、ｎは」の次に「デジタル放送の標準方式第４章第１節に定める放送を行うものにあつてはデジタル放送の標準方式第11条第３項のＯＦＤＭフレーム、同章第２節に定める放送を行うものにあつては」を加え、同第55の２中「第４章第２節に規定する」を「第４章第３節に定める」に改める。

別表第三号５⑷中「送信設備」の次に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）及びデジタル放送の標準方式第４章第１節に定める放送を行う地上基幹放送局の送信設備」を加え、同５⑸中「マルチメディア放送」を「デジタル放送の標準方式第４章第２節及び第３節に定める放送」に改め、注を削り、同５⑹中「標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送」を「デジタル放送の標準方式第３章に定める放送」に改める。

別図第四号の八の五中「第37条の27の８第１項」の次に「及び第37条の27の11の３第１号」を加える。

別図第四号の八の八の二中「第37条の27の11の３第１号」を「第37条の27の11の３第２号」に改める。

別図第四号の八の八の三中「第37条の27の11の３第２号」を「第37条の27の11の３第３号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項の規定に基づき、基幹放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

基幹放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を「、マルチメディア放送」に改め、同号⑵及び⑶中「放送を行う基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加え、同号⑷中「マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う基幹放送局」を「テレビジョン放送及びマルチメディア放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）」に改め、同⑷㈠中「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に規定する」を「デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める」に、「第二十八条の二項に規定する」に、「同項の」を「同項に規定する」に改め、同⑷㈡中「第四章第二節に規定する」を「第四章第三節に定める」に改め、同⑷を同号⑸とし、同号⑶の次に次のように加える。

⑷　マルチメディア放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）であつて、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に定める放送を行うもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル$\sqrt{(1.12)^2\times n+(0.71)^2\times m}$ミリボルト以上である区域（ｎはデジタル放送の標準方式第十一条第三項に規定するＯＦＤＭフレームに含まれる三セグメント形式のＯＦＤＭフレームの数とし、ｍは同項に規定するＯＦＤＭフレームに含まれる一セグメント形式のＯＦＤＭフレームの数とする。）

第七条中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改め、「開設するもの」の下に「及び移動受信用地上基幹放送を行うもの」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百九号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準（平成二十三年総務省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「別表第五号（注）十二」を「別表第五号（注）九」に改め、同項第三号中「別表第五号（注）八」に改め、「県域放送をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第四条の二中「のうち移動受信用地上基幹放送の業務」の下に「（全国放送であるものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同条第一項中「基準となるセグメント数をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

２　申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務（広域放送（放送法施行規則別表第五号（注）七の広域放送をいう。）又は県域放送であるものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　次のいずれにも該当する場合

イ　申請者等が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二を超えないこと（当該放送対象地域の数が二である場合にあっては、これらの放送対象地域が隣接する場合に限る。）。

ロ　申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数の合計が一の放送対象地域において六を超えないこと。

二　基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

第六条中「別表第五号（注）十一」を「別表第五号（注）八」に改め、「県域放送をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第十条中「のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者」を「（全国放送である基幹放送の業務を行おうとする者を除く。）」に、「その地上基幹放送」を「その基幹放送」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号の規定に基づき、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ロ中「別表第五号（注）十」を「別表第五号（注）七」に改める。

第四条第一項第一号中「別表第五号（注）十二」を「別表第五号（注）九」に改め、同項第三号中「別表第五号（注）十一」を「別表第五号（注）八」に改める。

第七条中「別表第五号（注）十一」を「別表第五号（注）八」に改める。

第十一条中「のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者」を「（全国放送である基幹放送の業務を行おうとする者を除く。）」に、「その地上基幹放送」を「その基幹放送」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。